

外装基準の改正及び適用猶予の解除のお知らせ

～ 現状のまま変更なし ～

以前よりお伝えしておりました、来年の4月1日から実行することになっていた、いわゆる外装基準（外装部分に対して基本的に2.5R以上の曲面をもたせるというもの）の改正に関して、国土交通省は本日付で、これを行わないことを正式に発表しました。

外装基準の改正は、道路運送車両法 保安基準第18条「車枠及び車体」細目告示別添20「外装の技術基準」が改定され、2009年1月1日以降に製作された自動車が適用され、現在猶予期間で来年4月1日より実行する予定となっていたものです。（告示2007年6月29日）

本日、発表になった関係資料を添付致します（関係事項=ピンクのマーカー）が、非常にわかりづらい表記になっていますのでご注意下さい。下記にて関連事項を紹介致します。

適用猶予の解除により、エアロパーツ、各種エンブレム、一部該当マフラー等の外部突起に関しては従来通り現状と変わらない「車体の外形その他自動車の形状が鋭い突起を有し、（略）他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする」といった基準となります。

なお、第1節（いわゆる自動車メーカーの新車で登録前の車両）については従来から2.5Rが適用されていますのでお間違いの無いようご注意願います。

記

【基準の詳細については下記にてご確認ください】

国土交通省自動車交通HP <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>

↓

保安基準等（左側アイコン）

↓

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html

保安基準等関係基準の条文検索一覧表⇒第18条の細目告示別添20外装の技術基準
別添20外装の技術基準

その他、第18条 細目告示別添21、22も本件に関わる条文になります。

以上

平成 28 年 10 月 7 日

自動車局

「ハイブリッド自動車等の車両接近通報装置」 及び「前照灯の自動点灯機能」を義務付けます。

－ 道路運送車両の保安基準等の一部改正について －

自動車局では、自動車の安全基準について、国際的な整合を図りつつ、安全性を向上させるため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、車両接近通報装置に関する国際基準が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において新たに採択されました。これを踏まえ、我が国においても、当該国際基準の発効に合わせ、道路運送車両の保安基準等を改正し、ハイブリッド自動車及び電気自動車等に対し、歩行者等に自動車の接近を音で知らせる「車両接近通報装置」を義務付けることとします。

また、特に薄暮時における我が国の交通事故実態を踏まえ、周囲の明るさが一定以下となった際に前照灯が自動で点灯する「オートライト機能」を義務付けることとします。

このほか、以下のとおり道路運送車両の保安基準等を改正します。

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)等について、以下の改正を行います。(改正の詳細については別紙をご覧ください。)

1. 保安基準等の改正項目

- (1) 車両接近通報装置に関する基準の導入
- (2) 昼間走行灯に関する基準の導入(国際基準)
- (3) すれ違い用前照灯の自動点灯に関する基準の導入
- (4) 二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等に関する基準の導入
- (5) 直前直左確認鏡の取付方法に関する基準の明確化
- (6) 外装基準の改正及び適用猶予の解除

2. 公布・施行

公布:10月7日(本日)

施行:10月7日(1.(1)及び(4)にあつては10月8日)

(※各基準の適用日については別紙参照)

問い合わせ先

自動車局 技術政策課:河野、齋藤

電話 03-5253-8111(内線 42255) 03-5253-8591(直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課:西村

電話 03-5253-8111(内線 42313) 03-5253-8596(直通)

FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令等について

1. 背景

自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 168 回会合において、協定規則のうち、新たに「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」が採択され、「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」等が改訂されたことを踏まえ、国内においても、静音性車両に係る車両接近通報装置の基準及び二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等の基準を導入します。また、「デイトイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」について、新たに採用することとしました。

さらに、前照灯の自動点灯（オートライト）機能に係る基準や座席ベルト等の設置が免除されている座席（折りたたみ座席等）に任意装着されている座席ベルト等に係る基準の新設及び直前直左確認鏡等の取付け方法の明確化並びに外装基準の改正及び適用猶予の解除等を行います。

このため、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

2. 改正概要**I. 保安基準等の改正****(1) 車両接近通報装置に関する基準の導入**

ハイブリッド自動車等の走行音について、WP29 における「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の採択を踏まえ、以下のとおり基準を新設します。

【適用範囲】

- 電力により作動する原動機のみによる走行が可能な自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 歩行者等に自動車の接近を音で知らせる車両接近通報装置について、「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の性能要件に適合するものを備え付けなければならないこととします。
- 車両接近通報装置については、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであることとします。

【適用時期】

新 型 車：平成 30 年 3 月 8 日
継続生産車：平成 32 年 10 月 8 日

(2) 昼間走行灯に関する基準の導入

昼間走行灯について、「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」を新たに採用し、以下のとおり基準を新設します。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 灯光の色及び明るさ等に関し「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」の要件に適合し、かつ、取付位置及び取付方法等に関し「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」の要件に適合する昼間走行灯を備えることができることとします。

(3) すれ違い用前照灯の自動点灯に関する基準の導入

すれ違い用前照灯（ロービーム）について、以下の基準に適合する自動点灯（オートライト）機能を有さなければならないこととします。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- すれ違い用前照灯（ロービーム）について、以下の要件に従って、周囲の明るさ（照度）に応じ、自動的に点灯及び消灯する機能を有さなければならないこととします（※1）。また、このうち、自動点灯に係る機能については、手動による解除ができないものでなければならないこととします。

※1 走行用前照灯又は前部霧灯を点灯している場合及び自動車が駐停車状態にある場合等を除く。

すれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯に関する要件（※2）

周囲の照度	すれ違い用前照灯	応答時間
1,000lx 未満	点灯する	2 秒以内
1,000lx 以上 7,000lx 以下	—（※3）	—（※3）
7,000lx 超	消灯する	5 秒超 300 秒以内

※2 「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」におけるすれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯機能と同等の要件

※3 自動車製作者の定めるところによる。

【適用時期】

自動車の種別	適用時期 (新型車)	適用時期 (継続生産車)
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t超のもの	平成33年4月	平成35年10月
上記以外の自動車	平成32年4月	平成33年10月

(4) 二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等に関する基準の導入

二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等について、WP29における「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第53号）」等の改訂を踏まえ、以下のとおり基準を新設します。

【適用範囲】

- 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに原動機付自転車

【改正概要】

- 灯光の色及び明るさ等に関し「二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則に係る協定規則（第50号）」の要件に適合し、かつ、取付位置及び取付方法等に関し「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第53号）」の要件に適合する連鎖式点灯を行う方向指示器等を備えることができることとします。

(5) 直前直左確認鏡の取付方法に関する基準の明確化

直前直左確認鏡等（※4）の取付方法について以下のとおり基準を明確化します。

- ※4 自動車の直前及び直左（左ハンドル車にあっては直右）の周辺状況を確認するための鏡その他の装置をいう。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 直前直左確認鏡等について、容易に取り外せないよう、溶接、リベット、ボルト・ナット等によって確実に取り付けなければならないこととします。

【適用時期】

- 平成29年1月1日以降の製作車より適用

(6) 外装基準の改正及び適用猶予の解除

外装基準については現在適用を猶予しているところですが、以下の通り規定を改正した上で、平成29年4月1日以降適用することとします。

【適用範囲】

- 乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって、平成21年1月1日以降に製作されたもの

【改正概要】

- 型式指定時等には「乗用車の外部突起に係る協定規則（第 26 号）」に適合しなければならないこととします。
- 車検時等には「鋭い突起を有し、他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでなければならないこと」を要件として課すほか、自動車の最外側から突出するアンテナ及び外開き式窓並びにホイールのリムの最外側から突出するホイールナット等を禁止することとします。

【適用時期】

- 平成 29 年 4 月 1 日

(7) その他

- 既に日本が採用している各協定規則について、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

II. 装置型式指定規則の改正

「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」の採用等に伴い、以下の改正を行うこととします。

【改正概要】

- 特定装置の種類について、昼間走行灯を追加します。
- 「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」に基づき認定された昼間走行灯について、型式指定を受けた装置とみなすこととします。
- 第 3 号様式に定める表示方式について、昼間走行灯は $a \geq 5$ とします。



III. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

協定規則の追加等により、保安基準に適合しているかどうかの審査に必要な試験方法が追加・変更されることに伴い、申請者が納付すべき手数料の算出に必要な当該試験に係る費用の額について、実費を勘案し、1 型式につき 12.5 万円から 64.2 万円の範囲で規定することとします。

IV. その他、所要の規定の整備を行うこととします。

3. スケジュール

公布：平成 28 年 10 月 7 日

施行：平成 28 年 10 月 7 日（I. (1)、(4) 及び (7) については平成 28 年 10 月 8 日）

※協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar16.html